

## 「分別大事典」への広告掲載事業者募集要項

環境局業務課が発行する冊子「分別大事典」に広告を掲載する事業者（以下「事業者」という）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 募集媒体

#### 「分別大事典」

詳細は「印刷物広告媒体資料（広告掲載仕様書）」のとおり

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 本市の物品等有資格者名簿の登録業者（広告代理店）であること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 北九州市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団又はその他暴力団の構成員でないこと、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※上記失格事由への該当の有無について関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合は照会のために必要な情報をあらかじめ提出していただく場合があります。

### 3 広告の掲載条件等

#### (1) 掲載条件等

##### ① 広告掲載の対象について

別紙「印刷物広告媒体資料（広告掲載仕様書）」のとおり

##### ② 広告掲載料

本市が設定する最低価格（非公開）以上で最高価格を提示した事業者を実施予定事業者として決定します。

※広告掲載料については、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額を納入してください。

##### ③ 広告掲載等に係る経費

広告物の作成、納入、その他一切の経費については、事業者の負担とします

## (2) 事業実施条件等

- ① 「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」を遵守してください。
- ② 第三者に事業実施の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- ③ 広告内容等、事業実施に関する全ての行為については、本市側と協議してください。
- ④ 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。

## (3) 冊子「分別大事典」の使用に関する責任等

- ① 冊子「分別大事典」の広告に関し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、事業者は全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとします。
- ② 冊子「分別大事典」の使用途中、事業者又は広告主の責めに帰すべき理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた場合には、市の判断により使用の全部又は一部を中止することがあります。

## (4) 協議

その他定めのない事項については、市と事業者が協議して決定します。

## 4 応募申込手続

### (1) 申込受付期間

令和5年8月17日（木）～令和5年8月31日（木）  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分  
なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

### (2) 申込受付場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
環境局循環社会推進部業務課（本庁舎10階）

### (3) 申込みに必要な書類

- ① 広告掲載申請書（本市所定様式）
- ② 市税に係る納税証明（市税に滞納がないことの証明）

### (4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。  
（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

## 5 質疑書の提出及び回答

### (1) 受付期間

令和5年8月17日（木）～令和5年8月24日（木）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

### (2) 提出場所

北九州市小倉北区城内1番1号

環境局業務課（本庁舎10階）

TEL：093-582-2180

FAX：093-582-2196

e-mail：kan-gyoumu@city.kitakyushu.lg.jp

### (3) 提出方法

質疑書（本市所定様式）により、上記受付期間内に提出してください。

（メール、FAXによっても受け付けます。）

### (4) 質疑書への回答日

令和5年8月28日（月）

### (5) 回答方法

回答日に、本市ホームページの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

## 6 価格等提案書の審査

### (1) 価格等提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 応募資格がない者が提案したもの。
- ② 指定の期日までに提出しなかったもの。
- ③ 本市が交付した提案書を用いないで提案したもの。
- ④ 応募資格者が2以上の提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑤ 提案内容又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑥ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑦ 審査に関して不正な行為を行ったものが提案したもの。
- ⑧ その他応募に関する条件に違反したもの。

### (2) 実施予定事業者の決定

実施予定業者は、提出された価格等提案書の内容を基に、市が定める公募要件に該当するか否か判断し、最高価格をもって有効な提案を行ったものとしします。

### (3) くじによる実施予定事業者の決定

最高価格をもって有効な提案を行った者が2以上あった場合は、くじにより実施予定事業者を決定します。

(4) 応募者のみなし無効

実施予定事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたときは、応募資格を有しない者のした申込みとみなし、無効とします。

(5) 審査結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

## 7 実施予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、実施予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 本市が定める募集要件に該当しなくなった場合。
- ② その他実施予定事業者が本件事業実施の相手方として不相当と認められる場合。

## 8 その他

事業者決定の手続きに関する一切の費用については、実施予定事業者の負担となります。

提案書及び質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

**募集に関する問い合わせ先：**

北九州市環境局業務課（担当：吉田、矢野）  
所在地：北九州市小倉北区城内1番1号  
電話：093-582-2180

**広告事業全般に関する問い合わせ先：**

北九州市市政変革推進室（担当：神谷、生野）  
所在地：北九州市小倉北区城内1番1号  
電話：093-582-2160